

# 山梨県公報

第二千四百六十一号

平成二十六年

十一月六日

木曜日

## 目次

### 告示

○救急病院等の認定……………六四五

○道路の区域変更(二件)……………六四五

○道路の供用開始……………六四六

### 公告

○落札者の決定について……………六四六

○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(二件)……………六四六

○国土調査の成果の認証……………六四八

○公共測量の実施……………六四九

## 告示

### 山梨県告示第三百十五号

救急病院等を定める省令(昭和二十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十六年十一月六日

山梨県知事 横内正明

### 一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼九百五十番地

### 二 認定期限

平成二十九年十月三十一日

### 山梨県告示第三百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年十一月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月六日

山梨県知事 横内正明

### 一 道路の種類 県道

### 二 路線名 柳平塩山線

### 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		旧	新		
山梨市牧丘町柚口字東上一七〇四番の五地先から	山梨市牧丘町柚口字東下一四六六番地先まで	六・五	七・七	一三・九	八四三・一
		一三・九	一四・七		

### 山梨県告示第三百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年十一月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月六日

山梨県知事 横内正明

### 一 道路の種類 県道

### 二 路線名 甲府山梨線

### 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		旧	新		
山梨市水口字成竹一五八九番の一地从先から	山梨市北字東上町一九〇番の一地从先まで	三・四	三・四	二五・〇	五〇三六・二
		二五・〇	二五・〇		

山梨市堀内字堰間五四番の一地先から	九・五〃	二六〇八・五
山梨市北字東上町一九〇番の一地先まで	五〇・五	
山梨市水口字成竹一五八九番の一地先から	三・四〃	五〇三六・二
山梨市北字東上町一九〇番の一地先まで	二五・〇	
山梨市堀内字西小揚七四五番地先から	九・五〃	三三二八・五
山梨市北字東上町一九〇番の一地先まで	五〇・五	

山梨県告示第三百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十六年十一月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	南アルプス公園線	南巨摩郡身延町粟倉字増野二一九九番地先から 南巨摩郡身延町粟倉字根岸上六九六番の内一地先まで	一八七・〇	平成二十六年十一月六日

公 告

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年十一月六日

山梨県知事 横内正明

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
- (一) 名称 山梨県合同庁舎等の電気
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- (一) 名称 山梨県総務部管財課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年八月二十五日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所
- (一) 名称 株式会社 F i P o w e r
- (二) 住所 東京都港区六本木一丁目八番七号
- 五 落札金額 八億七千八百七十三万二千四十六円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十六年七月十七日

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の三において準用する第三十條の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九條の規定により、通知の内容を富士川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年十一月六日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡富士川町十谷字下ぬるで一四二〇の内一	杉山憲司、望月善四郎
南巨摩郡富士川町十谷字下ぬるで一四二二	杉山憲司
南巨摩郡富士川町鹿島字戸板柿平一一〇〇、一一〇四の一、一一〇四の二、一一〇四の一、十谷字トコロト三五三六、字笹戸三五五九の一	望月昭二
南巨摩郡富士川町十谷字成沢一四九三の二	依田嘉門、望月忠義

南巨摩郡富士川町柳川字蟹谷九の二、九の一〇	堀口明雄
南巨摩郡富士川町柳川字蟹谷九の三	依田興
南巨摩郡富士川町柳川字蟹谷九の五	望月一
南巨摩郡富士川町柳川字蟹谷九の六	堀口新通
南巨摩郡富士川町柳川字蟹谷九の七	堀口久作
南巨摩郡富士川町柳川字蟹谷九の八	堀口早治
南巨摩郡富士川町十谷字蟹谷沢三〇七〇、三〇八九	小林愛子、東西産業株式会社
南巨摩郡富士川町十谷字勝坂五九五から五九七まで、六二一	川口半五郎
南巨摩郡富士川町十谷字勝坂五九八、六〇一、六〇二の一	樋口佐智雄
南巨摩郡富士川町十谷字勝坂五九九	望月嘉四郎
南巨摩郡富士川町十谷字瀬戸四七九八の一、四七六八の三、四七六九の一、四七六九の三、四七六九の四、字大ブチ四七七四の一、字中音四七七五、四七七六	海野小太郎
南巨摩郡富士川町十谷字赤沢四二八九（次の図に示す部分に限る。）、四二八九の内一、字小塚四〇六三、四〇六三の二、四〇六四、四〇六四の二、字瀬戸四七六七の一、四七六七の三、字清水沢一九五五、字風八三六	望月紀子、望月正二
南巨摩郡富士川町十谷字赤沢四一三三（次の図に示す部分に限る。）	川口昭司
南巨摩郡富士川町十谷字赤沢四二八七	樋口政教

南巨摩郡富士川町十谷字大崩一七二三	望月富義
南巨摩郡富士川町柳川字長見山四の二	堀口武夫
南巨摩郡富士川町柳川字長見山八の一	堀口静香

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
富士川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示  
平成二十六年十月九日山梨県告示第二百九十号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十六年十一月六日

山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡富士川町鵜沢字鬼島五一九〇	依田増一

南巨摩郡富士川町鹿島字姥之沢六三六	保坂孝
南巨摩郡富士川町鹿島字姥之沢六五八	円應寺檀家総代 斉藤光
南巨摩郡富士川町鵜沢字鬼島五二〇五	依田和幸
南巨摩郡富士川町長知沢寺沢五五六の一	樋口庄一郎
南巨摩郡富士川町鳥屋字上ノ段一〇四一の一、一〇四一の二	長田はな
南巨摩郡富士川町十谷字成沢一四二六の乙	望月親
南巨摩郡富士川町柳川字打無八七二から八七四まで	依田文子
南巨摩郡富士川町柳川字打無八七九から八八一まで、八八三から八八五まで	依田茂男
南巨摩郡富士川町駅前通二丁目字沢ノ戸三八七二の一	前嶋弥一
南巨摩郡富士川町駅前通二丁目字沢ノ戸四〇一四の乙	深沢晴江
南巨摩郡富士川町鳥屋字中島九八の一から九八の三まで、字青島一三九の一、一三九の二	望月一
南巨摩郡富士川町鵜沢字南向六五九八、六六〇四	望月富春
南巨摩郡富士川町長知沢字日向二一七	樋口文子
南巨摩郡富士川町十谷字平ズイ三九二七、三九六六	川口誠
南巨摩郡富士川町鵜沢字林際四六一六	深澤清
南巨摩郡富士川町鵜沢字林際四九一二	山下富美男

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
富士川町（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示  
平成二十六年十月九日山梨県告示第二百九十一号
- 国土調査の成果の認証
- 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
- 平成二十六年十一月六日
- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 調査を行った者の名称  
大月市及び南アルプス市
  - 二 調査を行った時期  
大月市 平成二十三年四月一日から平成二十五年二月二十七日まで  
南アルプス市 平成十七年六月二日から平成二十五年十二月二十六日まで
  - 三 成果の名称  
地籍図及び地籍簿
  - 四 調査を行った地域  
大月市大月町花咲及び大月の各一部  
南アルプス市芦安菅倉及び芦安安通の各一部
  - 五 認証年月日

平成二十六年十月二十七日

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十六年十月二十三日付けで甲府市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年十一月六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（航空写真撮影）
- 二 作業期間 平成二十六年十一月一日から平成二十七年三月十三日まで
- 三 作業地域 甲府市の一部、甲斐市の一部、中央市の一部及び中巨摩郡昭和町

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番